

【訂正箇所】

訂正箇所は、下記の赤字記載箇所です。

[資料2] 財投施策を通じた地方公共団体等との連携について

(正)

財投施策を通じた地方公共団体等との連携について

<取組みの背景>

- 財務省において、昨夏より、財務局における地域連携の意義や考え方を改めて整理し、「地域連携の深化に向けた考え方や取組メニュー」が今年4月に取りまとめられた。この中で、「財務局が業務により高い付加価値をつけ、地域に貢献していくためには、地域の関係者と協働して地域の課題に取り組むことが重要」との基本的な考え方のもと、財務局による関係者間のつなぎ機能発揮の重要性が示された。
- 財投機関においては、地方公共団体や地域の事業者、金融機関等の課題解決に資する支援施策を有しつつ、地方拠点や人的リソースの不足等から十分な広報やネットワーキングができず、地方での活動が限定的にとどまる機関も見られる。こうした財投機関の地域展開のサポートについて検討。
- 財務省及び財務局において、財投機関側、地方関係者側双方のニーズ把握に努め、これら関係者をつなぐ様々な取組みを実施。今後も、本省、財務局のネットワークを生かし、財投機関の機能発揮も通じて、地域課題解決の取組みを支援していく。

① 官民ファンド等の地域金融機関等向け合同説明会

- 地方における脱炭素化事業、まちづくり事業、大学発ベンチャー等を支援するファンドにおいて、地域拠点が無く、地域金融機関等とのネットワーク構築も十分できていないため、ファンド自体や支援施策の存在そのものが知られておらず、案件発掘も難しいという課題が存在。
- ⇒ 財務局の業務によるネットワークを活かして、地域金融機関、地方支分部局等を対象とした複数の官民ファンド等の合同説明会を中国財務局と共同で開催(参考1)。
オンライン開催により、管内金融機関で遠隔地にある本店担当者等や、説明は行わない他の官民ファンド、本省、他財務局等も傍聴参加が可能に。また、ネットワーキング機能の補完のため、希望者を対象とした連絡先一覧を作成・共有。

(誤)

財投施策を通じた地方公共団体等との連携について

<取組みの背景>

- 地方課において、昨夏より、財務局における地域連携の意義や考え方を改めて整理し、「地域連携の深化に向けた考え方や取組メニュー」が今年4月に取りまとめられた。この中で、「財務局が業務により高い付加価値をつけ、地域に貢献していくためには、地域の関係者と協働して地域の課題に取り組むことが重要」との基本的な考え方のもと、財務局による関係者間のつなぎ機能発揮の重要性が示された。
- 財投機関においては、地方公共団体や地域の事業者、金融機関等の課題解決に資する支援施策を有しつつ、地方拠点や人的リソースの不足等から十分な広報やネットワーキングができず、地方での活動が限定的にとどまる機関も見られる。こうした財投機関の地域展開のサポートについて、地方課での議論を踏まえつつ検討。
- 財務省及び財務局において、財投機関側、地方関係者側双方のニーズ把握に努め、これら関係者をつなぐ様々な取組みを実施。今後も、本省、財務局のネットワークを生かし、財投機関の機能発揮も通じて、地域課題解決の取組みを支援していく。

① 官民ファンド等の地域金融機関等向け合同説明会

- 地方における脱炭素化事業、まちづくり事業、大学発ベンチャー等を支援するファンドにおいて、地域拠点が無く、地域金融機関等とのネットワーク構築も十分できていないため、ファンド自体や支援施策の存在そのものが知られておらず、案件発掘も難しいという課題が存在。
- ⇒ 財務局の業務によるネットワークを活かして、地域金融機関、地方支分部局等を対象とした複数の官民ファンド等の合同説明会を中国財務局と共同で開催(参考1)。
オンライン開催により、管内金融機関で遠隔地にある本店担当者等や、説明は行わない他の官民ファンド、本省、他財務局等も傍聴参加が可能に。また、ネットワーキング機能の補完のため、希望者を対象とした連絡先一覧を作成・共有。